平成２７年（へ）第２５号
奈良県吉野郡東吉野村大字中黒1130番地
申立人　株式会社フクモト
代表者代表取締役　福本　哲也
権利を争う旨の申述の終期　平成27年７月９日
平成27年７月10日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ05272
金額　4,161,688円
支払期日　平成26年11月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社商工組合中央金庫梅田支店
振出日　平成26年７月31日
振出地　白地
振出人　株式会社グラセル　代表取締役　谷村　敏昭
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
熊本県天草市楠浦町10444番地４
申立人　有限会社天草レンタル
代表者代表取締役　草積　良一
権利を争う旨の申述の終期　平成27年７月８日
平成27年７月９日　小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＦ69547
金額　225,115円
支払期日　平成27年１月31日
支払地　北九州市
支払場所　株式会社西日本シティ銀行室町支店
振出日　平成26年９月30日
振出地　北九州市
振出人　株式会社ワイズヨシハラ　代表取締役　西川　和廣
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
埼玉県川口市領家２丁目８番８号
申立人　川口プレス機械株式会社
代表者代表取締役　川口　裕司
権利を争う旨の申述の終期　平成27年７月９日
平成27年７月13日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＬＸ36037
金額　381,240円
支払期日　平成27年４月30日
支払地　埼玉県草加市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行草加支店
振出日　平成27年１月27日
振出地　埼玉県八潮市
振出人　コバキンジャパン株式会社
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
兵庫県南あわじ市松帆古津路184番地
申立人　久米石油株式会社
代表者代表取締役　久米　**皓**資
権利を争う旨の申述の終期　平成27年７月10日
平成27年７月13日　洲本簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＤ68597
金額　1,000,000円
支払期日　平成27年３月15日
支払地　兵庫県洲本市
支払場所　株式会社みなと銀行洲本支店
振出日　平成26年11月20日
振出地　兵庫県洲本市桑間706番地
振出人　淡路土建株式会社　代表取締役　琴井谷隆志
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７２号
青森県むつ市港町５番37号
債務者　田名部漁業協同組合
代表者代表理事　橋本　幸雄
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　和秀
４　破産債権の届出期間　平成27年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月３日午前11時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ前７番地の１
債務者　有限会社原田運送店
代表者取締役　原田　景子
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　志摩　恭臣
４　破産債権の届出期間　平成27年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前10時
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２３号
静岡県浜松市西区伊左地町8177番地の１
債務者　橋本電気株式会社
代表者代表取締役　橋本　　健
１　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
４　破産債権の届出期間　平成27年８月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後３時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
熊本市東区長嶺南７丁目16番26号
債務者　有限会社恵流通
代表者取締役　久保　秀文
１　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　建部　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前10時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１６８号
横浜市港北区新羽町4135番地　㈱コマツトレーディング内、商業登記簿上の本店所在地
横浜市都筑区仲町台３丁目23番９号
債務者　瀧口企商株式会社
代表者代表取締役　瀧口　誠一
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡部　俊太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４１号
奈良県大和高田市大中16－４
債務者　株式会社ブレゴ
代表者代表取締役　橋本　隆博
１　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
山梨県南アルプス市曲輪田新田603番地
債務者　株式会社杉山工務所
代表者代表取締役　太田美津子
１　決定年月日時　平成27年７月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木暮　利壱
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７４号
愛知県東海市東海町２丁目15番１号
債務者　有限会社トーカイ
代表者取締役　笠木　　渉
１　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前10時５分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１９号
宮城県東松島市大塩字緑ケ丘２丁目13番地３
債務者　阿部　忠嘉
１　決定年月日時　平成27年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
４　破産債権の届出期間　平成27年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係